



利用券の更新について

利用券の有効期限は毎年3月末までとなります。新年度は、5月末までにご来館のうえ以下のものをお持ちになり、更新の手続きをしてください。

※6月以降に更新手続きがお済みでない場合には、ご利用いただけません。
更新手続き後にご利用ください。

- ①「市川市立図書館館外貸出団体登録・更新申請書（教職員）」（用紙は図書館にあります）
- ②ご自宅の住所を証明するもの（免許証、保険証等。）
- ③お使いになっている図書館利用券
- ④市川市内の学校等に勤務していることを確認できるもの。（身分証明書・職員証等）



資料の破損・紛失について

お借りになっている資料を破損・紛失した場合は、原則として現物での弁償となります。まず図書館のカウンターで「図書館資料事故届」を提出し、弁償の手続きについてお問い合わせください。

市川市立図書館 利用案内

団体（教職員）として利用される方へ

平成21年5月1日現在



中央図書館	320-3333
自動車図書館	320-3333
行徳図書館	358-9011
信篤図書館	328-8831
南行徳図書館	357-4188
市川駅南口図書館	325-6241
平田図書室	321-2243

市川市の図書館では、教職員の方が授業等で使用する目的で図書館資料を借りる場合に、以下のように資料の貸出を行っています。



利用券を作ることができる教職員

市川市内の学校・幼稚園・保育園・学童保育クラブの教職員・職員の方。

※申請の内容によっては即日の利用券の交付ができない場合がございます。
あらかじめご了承ください。



はじめて利用券をつくる時

ご来館のうえ、以下のものをお持ちになり登録の手続きをしてください。

- ①「市川市立図書館館外貸出団体登録・更新申請書（教職員）」（用紙は図書館にあります）
- ②ご自宅の住所を証明するもの（免許証、保険証等。）
- ③市川市内の学校等に勤務していることを確認できるもの。（身分証明書・職員証等）

※利用券は、作られた年度の3月末まで有効です。

※登録事項に変更があった場合、または利用券を紛失された場合は、ただちに窓口へお届出ください。

※団体（教職員）には、パスワードの発行はしていません。



貸出しについて

団体（教職員）の貸出しには、必ず利用券が必要です。お忘れの場合は原則として貸出しできませんのでご注意ください。

種類	冊数	期間
図書	無制限	貸出日を含む31日
CD	3点	貸出日を含む15日

※貸出期間の延長は、延長希望の資料に予約がなければ可能です。貸出の延長を希望される時は、延長したい資料と利用券をお持ちください。

※電話およびインターネットからの延長はできません。

※お借りの資料を長期延滞されている場合は、貸出しできません。

※ビデオ「広報いちかわ」は、2点まで貸出日を含め15日貸出しできます。

その他のビデオとDVDは団体（教職員）利用券では貸出しできません。

※授業のために使用する資料は同時期に利用希望が重なることが多く、また来館する子ども達への利用を確保するため、多量の貸出はご遠慮願う場合があります。

市川市立の小・中学校・幼稚園で、「学校図書館支援センター事業」の物流便がある場合は、返却の際に限り、ご利用いただけます。

※但し、CD及び個人利用券で借りた資料の返却にはネットワーク物流便はご利用いただけません。



リクエスト・サービスについて

お探しの資料が見当たらないときは、予約することができます。団体（教職員）の予約は、カウンターでの受け付けになります。（十冊文庫を除き、市川市内所蔵資料のみの予約となります）※十冊文庫については、カウンターでお尋ねください。

- ・1日5タイトル、累計で20点まで予約できます。

（うちCDは3点まで）

- ・予約した資料に個人の方の予約がある場合は、個人の方の予約が優先になります。